



# 宮 崎 県 公 報

平成23年11月17日（木曜日） 第 2338 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………（障害福祉課） 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課） 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ） 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 4
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 4
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 4

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の名称の変更……………（障害福祉課） 5
- 民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 5

### 公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課） 5
- 県営土地改良事業計画の変更……………（ “ ” ） 5

### 教育委員会告示

- 宮崎県指定史跡の一部指定解除…………… 5

### 選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 6

## 規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第49号

#### 障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号付表1及び付表1-2を次のように改める。

付表 1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業所の指定に係る記載事項

受付番号                     

事業所	フリガナ 名 称					
	所在地		(郵便番号 ー ) 県                    郡・市			
	連絡先	電話番号			FAX番号	
管理者	フリガナ		(郵便番号 ー )			
	氏 名		住 所		県                    郡・市	
	居宅介護従業者等との兼務の有無		有 ・ 無			
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合記入)	事業所等の名称 兼務する職種及び 勤務時間等				
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等又は条例等					第 条第 項第 号	
サービス 提供責任者	フリガナ			住所	(郵便番号 ー )	
	氏 名					
従業者の職種・員数		居宅介護等従業者		その他の従業者		
		専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤 (人)					
	非常勤 (人)					
常勤換算後の人数 (人)						
基準上の必要人数 (人)						
営 業 日						
営 業 時 間						
サ ー ビ ス 内 容		居宅介護【身体介護 (身体介護・通院介助)・家事援助等 (家事援助・通院介助)・乗降介助】 重度訪問介護・同行援護・行動援護				
主 なる 対 象 者	居宅介護		特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者			
	重度訪問介護		特定無し・加算対象者以外			
	同行援護		特定無し・身体障害者・障害児			
	行動援護		特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者			
利 用 料						
そ の 他 の 費 用						
通常の事業の実施地域						
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している・していない		
		苦情解決の措置概要		窓口 (連絡先)		担当者
		その他				
一体的に管理運営を行う 他の事業所						
添 付 書 類		別添のとおり (定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況 (貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表等)				

備考

- 1 複数種類のサービスを実施する場合、「サービス内容」欄に複数のサービス種類を記載して本様式 1 枚にまとめて提出してください。なお、居宅介護の指定を受けた場合、あわせて重度訪問介護の指定もされることになりますので、両者の指定を受けようとする場合は、居宅介護のみの記載で構いません。
- 2 「受付番号」欄及び「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別業に記載した書類を添付してください。
- 4 「主な揭示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 5 出張所等がある場合は、付表 1ー2 にも記載してください。また、従業者については、本様式中に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 6 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 7 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

付表 1-2

居宅介護等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項

受付番号

事業所	フリガナ 名 称			
	所在地	(郵便番号 — ) 県 郡・市		
	連絡先	電話番号	F A X 番号	
主な 掲 示 事 項	営 業 日			
	営 業 時 間			
	指定居宅介護等の内容	居宅介護【身体介護（身体介護・通院介助）・家事援助等（家事援助・通院介助）・乗降介助】 重度訪問介護・同行援護・行動援護		
	主 たる 対 象 者	居宅介護	特定無し・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者	
		重度訪問介護	特定無し・加算対象者以外	
		同行援護	特定無し・身体障害者・障害児	
		行動援護	特定無し・知的障害者・障害児・精神障害者	
	利 用 料			
	そ の 他 の 費 用			
	通常の事業の実施地域			
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	している・していない		
	苦情解決の措置概要	窓口（連絡先）	担当者	
一体的に管理運営を行う 他の事業所	その他			
添 付 書 類	別添のとおり（定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等、事業所平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況（貸借対照表・財産目録等）、設備・備品等一覧表等）			

備考

- 「受付番号」欄には、記載しないでください。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
- 「通常の事業の実施地域」欄には、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法施行細則（以下「改正前の施行細則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 932号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市年見町23-1	平成23年10月1日
セントケア訪問看護ステーション延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11-24	平成23年10月1日
なでしこ内科	宮崎県日向市上町9-3	平成23年11月1日
こうの整形外科	宮崎県西都市大字三宅字田中2950-1	平成23年10月17日
みやげ調剤薬局	宮崎県西都市大字三宅字田中2950-8	平成23年10月17日

宮崎県告示第 933号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大崎薬局	宮崎県日向市亀崎1丁目14番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
大崎薬局	そうごう薬局亀崎店	平成23年10月1日

宮崎県告示第 934号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
セントケア訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市年見町23-1	平成23年9月30日
セントケア訪問看護ステーション延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11-24	平成23年9月30日
りんどろ薬局	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4780-1	平成23年11月1日

宮崎県告示第 935号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
松 山 順太郎	メディカルシティ東部病院	都城市	整形外科	平成23年11月1日
比 嘉 聖	県立延岡病院	延岡市	整形外科	平成23年11月1日
池 田 俊 勝	県立日南病院	日南市	脳神経外科	平成23年11月1日
谷 口 智 隆	高鍋春光会病院	高鍋町	内科	平成23年11月1日

宮崎県告示第 936号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
フレンド薬局	小林市	薬局	平成23年11月1日

## 宮崎県告示第 937号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
大崎薬局	日向市	大崎薬局	そうごう薬局 亀崎店	平成23年10月1日

## 宮崎県告示第 938号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之城口乙 188-1、乙 189-1、字谷之城日平乙 227-2、乙 233-3 から乙 233-5 まで、乙 237-3、乙 237-4、字谷之城乙 238、乙 241、乙 245、乙 248-2 から乙 248-4 まで、乙 249-8、乙 249-11、乙 249-19、乙 249-21、乙 249-22、乙 249-25、乙 249-28、乙 249-32、乙 249-40、字岸之内乙 364-14、乙 364-15、乙 364-17、乙 364-20、乙 364-21、乙 364-37、乙 364-38、乙 364-42、乙 364-58、乙 364-60、乙 367、字岸之内内奥乙 453-6、乙 453-8、乙 454、字岸之内内口乙 479-1、字桜原乙3032-1、乙3034、乙3035-3、乙3036-2、乙3037-2、乙3043-1、字大谷乙3057-4、乙3064-1、乙3064-2、乙3076-1、乙3076-3、字富士原乙3082-1、乙3106-1、字寺之内乙3134-17、乙3137-1、乙3138-1、乙3138-2、乙3140-11、字下城谷乙4040-2、乙4040-4、字城谷乙4060-1、乙4070-4、乙4070-6、乙4074、乙4080、乙4086-1、乙4086-3、字平八重上甲1411
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字岸之内乙 364-17・字岸之内内奥乙 453-6・乙 454（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局及び

に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 939号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 23-6	有限会社 宇都不動産 産商事代表取締役 宇都求	小林市細野字湾津 4603-4	6.00 ～ 6.02	60.86	平成23年10月25日
(小林) 23-7	有限会社 宇都不動産 産商事代表取締役 宇都求	小林市水流迫字上 ノ 藪 576-6	6.01	51.90	平成23年10月25日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高千穂土地改良区（高千穂町）から平成23年10月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の規定により、中河原地区県営土地改良事業（都農町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成23年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間  
平成23年11月17日から平成23年12月16日まで
- 縦覧場所  
都農町役場建設課内

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第 8 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第32条第1項の規定により、次の表に掲げる件の指定を解除する。

平成23年11月17日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

種 別	名 称	所 在 地	備 考
県指定史跡	鈴鏡塚古墳	日向市大字富高字 草場6800番54	円墳、指定地の 一部の解除

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第71号**

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成23年11月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成23年3月1日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成23年10月19日現在)		
施設 の 名称	施設 の 所在地	収容 見込 人数	施設 の 名称	施設 の 所在地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
伊達公民館	延岡市伊達町3丁目6007番地	150			
伊形公民館	〃 伊形町5911番地 756	100			
鯛名漁村センター	〃 鯛名町 337番地ロ	80			
山月一区公民館	〃 山月町2丁目4749番地	150			
	33				
川原崎昭和公民館	〃 昭和町3丁目2033番地	140			
中の瀬公民館	〃 中の瀬町1丁目5322番地	100			
方財公民館	〃 方財町 157番地	150			
熊南公民館	〃 熊野江町2328番地	150			
須美江公民館	〃 須美江町 416番地	200			
妙営農集会所	〃 妙町 714番地	100			
稲葉崎集会所	〃 稲葉崎町3丁目1370番地	200			
鹿小路公民館	〃 鹿小路4488番地	100			
水尻公民館	〃 水尻町 262番地	100			
恋島公民館	〃 二ツ島町8834番地	150			
大武公民館	〃 大武町 298番地 2	150			
差木野公民館	〃 差木野町6256番地	150			
細見農業集落多目的集会所	〃 細見町3575番地 2	100			
小峰農業集落多目的集会所	〃 小峰町6958番地 2	150			
高野営農集会所	〃 高野町 380番地 2	130			
下三輪多目的営農集会所	〃 下三輪町1066番地	150			
恒富公民館	〃 恒富町1丁目4番地 1	120			
長浜公民館	〃 長浜町2丁目2017番地	150			
小野営農集会所	〃 小野町6690番地 1	150			
延岡市島野浦島開発総合センター	〃 島浦町 745番地 1	150	延岡市島野浦島開発総合センター	延岡市島浦町 745番地 1	150
[略]			[略]		

大貫中区公民館	〃 大貫町 5 丁目 1542 番地 3	300			
[略]					
延岡市南方東コミュニ ティセンター	〃 西階町 1 丁目 4183 番地 1	150	延岡市南方東コミュニ ティセンター	〃 西階町 1 丁目 4183 番地 1	150
			舞野地区多目的研修 集会施設	〃 舞野町 2550 番地	350
			塩浜教育集会所	〃 塩浜町 2 丁目 1855 番地 3	100
			高千穂通り教育集會 所	〃 高千穂通 3855 番地 7	50
			教育センター塩浜公 民館	〃 塩浜町 2 丁目 1884 番地 1	70
			ささめ教育集會所	〃 塩浜町 4 丁目 1725 番地 17	60
			延岡市一ヶ岡コミュニ ティセンター	〃 南一ヶ岡 2 丁目 17 番 1 号	120
[略]			[略]		
市振生活館	〃 北浦町市振 475-1	280			
[略]					
宮野浦生活改善セン ター	〃 北浦町宮野浦 216-1	185			
[略]					
市尾内宮農研修セン ター	〃 北浦町三川内 2439	250			
梅木生活改善センタ ー	〃 北浦町三川内 1405	250			
大井農業集落センタ ー	〃 北浦町三川内 403	245			
[略]					
延岡市北川体育館	〃 北川町川内名 7330 番地	600	延岡市北川体育館	〃 北川町川内名 7330 番地	600
			延岡市北方コミュニ ティセンター	〃 北方町川水流卯 682 番 地	250
			延岡市北方中部地区 集落センター	〃 北方町川水流卯 1392 番 地 1	100
			城生活改善センター	〃 北方町早上巳 1662 番地 1	50
			三権生活改善センタ ー	〃 北方町板上戌 435 番地	50
			槇峰生活改善センタ ー	〃 北方町槇峰未 503 番地 1	50
			延岡市北方母子健康 センター	〃 北方町二股亥 514 番地 20	50
			下鹿川林業者健康増 進用建物	〃 北方町下鹿川申 214 番 地 1	100
			阿蘇漁村センター	〃 北浦町古江 3188 番地 37	136
			直海漁村センター	〃 北浦町市振 3790 番地 24	130
			下塚集会所	〃 北浦町三川内 5422 番地 1	90
[略]			[略]		

--	--